

不妊治療費 (先進医療)助成のご案内

2026年4月1日より不妊治療における経済的負担を軽減するため助成を実施します。対象となる先進医療や登録医療機関の情報等、詳細につきましては市ホームページをご確認ください。



対象者・助成内容について

■対象者

次の全ての要件に該当している方が対象です。

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚を含む)であること
- 2 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断され、医療保険が適用される生殖補助医療と先進医療を組み合わせ治療を受けた方
- 3 治療終了日が令和8年(2026年)4月1日以降であること
- 4 治療開始日において妻の年齢が43歳未満であること
- 5 夫婦双方又は夫婦のいずれか一方が、治療開始日から申請日現在まで市内に継続して住民登録をしていること
- 6 夫婦双方に市税の滞納が無いこと

※夫妻のいずれか一方が市民でない場合は、市民である方の市税の滞納が無いこと

■助成の対象となる治療

国が承認する医療機関において行われた不妊治療であり、保険適用で実施した生殖補助医療と併用して行われた先進医療に係る保険外診療が対象です。

※保険診療分は対象外です。

※登録医療機関(厚生労働省から実施医療機関として指定を受けているもの)で実施した先進医療が対象です。

■助成額

1回の治療につき、上限4万円(先進医療に要した費用のみ)

※1回の申請は1回の治療で行った先進医療のみとし、1回の治療で複数の先進医療を実施した場合はその合算で申請可能です。

■助成回数

保険診療の回数に準じ、初めての治療開始日における妻の年齢によって回数が決まります(右の表のとおり)。

※回数は1子ごとにカウントされ、出産に至った場合は、通算助成回数をリセットすることができます。

妻の年齢	回数
40歳未満	6回まで
40歳以上42歳	3回まで

申請方法については裏面をご覧ください

問合せ

つくば市こども未来センター 母子保健係 TEL 029-883-1111(代表)

〒305-8555つくば市研究学園一丁目1番地1 平日受付時間:午前8時45分~午後4時30分まで

※書類提出時などに合理的配慮が必要な方は、お問い合わせください。

■申請に必要な書類

1 不妊治療費(先進医療)助成金交付申請書兼請求書

2 不妊治療(先進医療)受診等証明書 (医療機関が作成)

3 不妊治療(先進医療)に係る医療機関発行の領収書及び明細書の写し

※受診等証明書に記載された治療期間内の保険外診療分すべて

4 婚姻している夫婦であること及び住所を証明するもの

※申請月に発行したもの。夫婦ともにつくば市に住民票がある場合は、つくば市備付けの戸籍、住民基本台帳の照会に関する同意(「不妊症治療費(先進医療)助成金交付申請書兼請求書」の同意欄に記載)をすることで、提出を省略できます。

※夫婦の一方が市外にお住まいの場合は、市外にお住まいの方の住民票、夫婦であることを証する書類(戸籍謄本)が必要です。

※(事実婚の方)事実婚関係に関する申立書・両人の戸籍謄本が必要です。

5 市税に滞納がないことの証明

※申請月に発行したもの。ご夫婦各一部必要。市役所納税課・各窓口センターで発行できます。

※納税状況の照会に関する同意(「不妊症治療費(先進医療)助成金交付申請書兼請求書」の同意欄に記載)をすることで、提出を省略できます。

6 印鑑

7 振込み先口座情報が確認できるものの写し(キャッシュカード、通帳等)

■申請受付期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)2月末日まで

※上記期間に書類が揃わない等の場合は、令和9年(2027年)4月1日以降に申請してください。

■申請期限

治療終了日から1年以内

■申請場所

つくば市役所2階こども未来センター(つくば市研究学園一丁目1番地1)窓口に出してください。

※原則、窓口での申請のみとなります。郵送での申請をご希望の場合は、こども未来センターまで問合せの上、簡易書留等の送達過程が記録される方法で郵送してください。

【送付先】

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市役所 こども未来センター 母子保健係 不妊治療費助成事業担当 宛

